

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金に係る生活保護における取扱いについて

〔平成24年3月30日 社援保0330第3号
各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長
宛 厚生労働省社会・援護局保護課長通知〕

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づき、犯罪被害者又はその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に支給される犯罪被害者等給付金の生活保護制度における取扱いについて、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定。別添参照。）を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、管内実施機関に周知徹底いただくとともに、適切な保護の実施にあたるよう、特段の御配慮をお願いします。

記

- 生活保護を受給中の方が犯罪被害者等給付金を受給した場合の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)のオに従い、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定すること。
- 自立更生のために当てられる額の認定基準については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）問第8の40に規定しているが、犯罪被害者等の特別な事情に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意するとともに、裁判やカウンセリングに要する費用など、この認定基準によりがたい特別な事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

(別 添)

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）抄

V 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(5) 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討

厚生労働省において、犯罪被害者等給付金のうち、犯罪被害者等である生活保護受給者にとって収入として認定しない自立更生のための用途と考えられるものについて、地方公共団体の意見を踏まえ、必要な措置について検討し、1年以内を目途に結論を出す。

- 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知(最終一部改正:平成25年7月1日厚生労働省発社援0701第4号))(抄)

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

3 認定指針

- (3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

- 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知(最終一部改正:平成25年7月1日厚生労働省発社援保発0701第1号))(抄)

第8 収入の認定

問 40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

- (1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

- (2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の更生資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算

額

- ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の療養・介護資金の貸付限度額に相当する額
- エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の住宅資金の改修費の貸付限度額に相当する額
- オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額
 - (ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額
 - (イ) 当該経費が義務教育就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額
 - (ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）
- カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額
- キ 当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額
- ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に関り、必要と認められる最小限度の額
- ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額
- コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額